

第125回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和8年3月24日(火曜日)

出席議員 (12名)			2番	森 脇 裕 和
			4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (1名)	3番	幸 田 勝 治		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	江見秀樹	副町長	森下守
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
	代表監査委員	中井幹夫		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第22号 第4次佐用町健康増進計画、第4次佐用町食育推進計画及び第3次佐用町自殺対策計画の策定について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第30号 佐用町手話言語条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3. 議案第31号 佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第4. 議案第42号 令和8年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
- 日程第5. 議案第43号 令和8年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第6. 議案第44号 令和8年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第7. 議案第45号 令和8年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第8. 議案第46号 令和8年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第9. 議案第47号 令和8年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第10. 議案第48号 令和8年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第11. 議案第49号 令和8年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第12. 議案第50号 令和8年度佐用町久崎財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第13. 議案第51号 令和8年度佐用町簡易水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第14. 議案第52号 令和8年度佐用町下水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第15. 議案第55号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 同意第3号 佐用町久崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第20. 議員派遣について

午前09時30分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も慎重かつ活発なご審議を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、幸田議員から欠席届が提出され受理しておりますので報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

なお、神戸新聞社記者より、場内撮影の申出があり許可しておりますので、申し添えます。

-
- 日程第1. 議案第22号 第4次佐用町健康増進計画、第4次佐用町食育推進計画及び第3次佐用町自殺対策計画の策定について（委員長報告）

日程第 2. 議案第 30 号 佐用町手話言語条例の制定について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 31 号 佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

議長（千種和英君） それでは、日程第 1 に入ります。

日程第 1 から日程第 3 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 22 号、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び、第 3 次佐用町自殺対策計画の策定についてから、日程第 3、議案第 31 号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの 3 件を一括議題とします。

これらの案件については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

高見寛治産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 高見寛治君 登壇〕

産業厚生常任委員長（高見寛治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第 125 回佐用町議会産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査報告をさせていただきます。

議案第 22 号、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画の策定について。議案第 30 号、佐用町手話言語条例の制定について。議案第 31 号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての 3 件であります。

審査日時は、令和 8 年 3 月 9 日、月曜日、午前 9 時 26 分に開会し、午前 11 時 51 分に終了しております。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室で行いました。

委員会に出席を求めた者は、委員全員と議長。当局より、町長、副町長、総務課長のほか、健康福祉課より、課長、室長、室長補佐、係長、管理栄養士、社会福祉士、主事。事務局より、局長、室長であります。

まず、議案第 22 号、第 4 次佐用町健康増進計画、第 4 次佐用町食育推進計画及び第 3 次佐用町自殺対策計画の策定について、当局より、追加説明を受けました。

目的は、生活習慣病の増加が深刻化する中、一次予防を基盤に重症化予防を重視した健康づくりを総合的・計画的に推進し、健康寿命の延伸と日常生活機能の維持・向上を通して住民の生活の質の向上を図り、あわせて、食環境の多様化の中でも健康を守る実践力を高め、栄養の偏りによる疾病や生活上の困りごとを減らし、さらに、誰も自殺に追い込まれることのない佐用町の実現に向け、生きることへの包括的支援として自殺対策を推進することを目的としている。

位置づけは、それぞれ、国の健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法の理念に基づき策定している。

推進期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年としている。

策定体制は、郡医師会、歯科医師会、学識経験者、団体の代表者、公募の町民で組織さ

れた保健対策推進協議会で協議し、策定した。

ニーズ調査は、町内の未就学児の保護者、小学4年から中学3年生、高校生、二十歳以上の町民の合計777名のアンケート調査を行っている。

計画の構成は、第1章から第7章で構成しており、第1章では、疾病の一次予防に努め重症化予防を重視し健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的とした計画策定の背景と趣旨を。また、食生活の知識等への趣旨を。そして、誰もが自殺に追い込まれることのあに佐用町をスローガンにした精神保健の充実などの策定に当たっての趣旨を明記している。

第2章では、佐用町の現状と課題として、町の人口動態、各種教室の開催状況、ニーズ調査の結果から見た現状の分析、前の計画の評価のまとめとしている。

第3章では、計画の基本的な考え方として、基本理念を「世代を超えて、地域みんなで健康づくり」とし、次の健康増進計画における5つの指針を掲げている。①一次予防と重症化予防。②健康づくりの支援のための環境整備。③目標等の設定と評価。④多様な実施主体による連携のとれた効果的な計画の推進。⑤町の健康施策・地域の特色を活かしたまちづくり。

第4章では、健康増進計画について、分野別に目標を設定している。「生活に+10(プラス・テン)体を動かそう」「ストレスと上手に付き合おう」「分煙・禁煙を心がけて、受動喫煙を防ごう」「お酒に関する知識を身につけよう」「定期健診を受けて、8020を目指そう」

第5章では、食育推進計画における理念として、「健康なところとからだをつくり、生きる力と豊かな人間性を育む」とし、分野別目標を、「食によって生かされている命を知ろう」「持続可能な食と環境を守ろう」としている。

第6章では、自殺対策計画における理念として、「ひとり一人がかけがえのない個人として尊重され生きがいや希望を持って暮らすことができる誰も自殺に追い込まれることのない社会」づくりとしている。

第7章では、計画の推進として、町民の現状や課題について、個人・家庭・学校・行政等の協働した取組により、町民の健康意識を高め、自発的な活動を推進するとした。また、今回の計画において変更、追加した内容は、自殺対策計画において、「ひきこもり相談」「自由に過ごせる居場所」を追加した。2、「学童思春期」「青壮年期」の年代を設定し、より年齢層に合った目標設定した。3、重点目標として、「高齢期」における「ロコモティブシンドローム」(移動機能の低下)、「フレイル予防」(心身の活力の低下)の内容を設定したと追加説明がありました。

質疑に入りました。

アンケート調査について前回と違って郵送としているが、なぜ変更したのかとの質疑がありました。今回は、無作為抽出で不特定の方にアンケート調査をしたので郵送にしましたと答弁がありました。

歯科診療所の件数について質疑がありました。診療所は5か所、病院歯科が1件で、歯科医療機関は6か所になりますと答弁がありました。

計画の死亡状況の標準死亡比の表の見方について質疑がありました。用語解説で説明していますが、全国の基準値を100としており、佐用町の数字が100より大きい数字は、その疾病により亡くなられた方が多くなりますと答弁がありました。

自殺対策の「ひきこもり相談」「自由に過ごせる居場所」で、どのような取組をしたのかとの質疑がありました。ひきこもり相談は、月1回、コムサロン21から心理師の資格を持った保健師さんに来てもらって、そこに、ひきこもりに準ずる方、家族の方に来ていただき、相談事業を実施しています。自由に過ごせる居場所については、保健センターを利用して、月1回、宍粟市から、ひきこもり経験のある方、ピアサポーターに来ていただき、

誰でも自由に入出りできる場所として開放しています。相談会や居場所の開設については、それを利用された方は、継続して来ていただけますが、新規の方は声掛けなどをしますが、一歩が出にくいようですので、そこは根気よく気長に、対象者の方が無理なく来ていただける場所を提供していきますと答弁がありました

定期健診を受けて「8020」を目指そうについて、どのように進めるかとの質疑がありました。8020は、平成元年に国が掲げた目標で、現在も続いています。佐用町も8020活動を行っており、目標にしています。8020を目指して、子供の時から動機づけが必要です。妊産婦から乳幼児、学童思春期、青壮年期、高齢期と具体的な目標を掲げていますが、まずは、かかりつけの歯科で定期歯科健診を受けていただくことを、どの世代にも目標にしていますと答弁がありました。

自殺防止の取組について、関係機関との連携強化をして、自殺のない地域づくり、社会づくりを徹底してほしいとの質疑がありました。佐用町自殺予防対策連絡会を中心に、役場では、住民の方の変化、窓口に来られた方の言葉などを気にして、健康福祉課につなぐ形を取っています。警察署、消防署についても、家族の了承があれば、連絡していただける仕組みもつくっています。高年介護課でも、地域見守りネットワーク事業を行っていると答弁がありました。

計画の基本理念で「世代を超えて、地域みんなで健康づくり」とある。小・中学生が赤ちゃんとふれあい交流の取組はあるが、高齢者と保育園児、小・中学生の交流があればよいと思うがとの質疑がありました。赤ちゃんと小・中学生のふれあい交流会は、子育て支援センターで実施しています。高齢者と乳幼児、また、小・中学生との交流事業につきましては、ほかの三世代交流事業などで実施をされていますが、今後、企画実施できたらと思いますと答弁がありました。

質疑を終結しました。

討論はありません。

採決は、全員賛成。

結果、議案第22号、4次佐用町健康増進計画、第4次佐用町食育推進計画及び第3次佐用町自殺対策計画の策定については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第30号、佐用町手話言語条例の制定について、当局の追加説明を受けました。

趣旨は、手話を言語として位置付け、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るため、本条例を制定するものです。

背景として、(1)国際的な動向は、2006年、平成18年、国際連合において「障害者の権利に関する条約」が採択。手話がろう者にとって日常生活を営む上で欠くことのできないコミュニケーション手段であることを国際的に確認。2014年、平成26年、我が国が同条約を1月に批准し、2月に発効。

(2)国内法の整備としては、2011年、平成23年、障害者基本法の改正。障がい者がコミュニケーション手段を選択し、及び利用する機会の確保を重視。2025年、令和7年、手話に関する施策の推進に関する法律の施行。手話が重要な言語であることを明確に位置付けた。以下の3つを基本的な歩行として明示した。1、手話の取得及び仕様に関する支援の充実。2、手話に関する理解の増進。3、手話文化の保存及び発展。国及び地方公共団体がこれらの施策を総合的かつ計画的に推進する責務を規定。

(3)近隣自治体の状況。近隣自治体においても、手話言語条例の制定が進んでおり、本町における条例制定が求められています。県下41市町のうち、36市町で条例が制定されています。

条例の構成。本条例は8条立てとしています。

第1条、目的。手話が言語であるとの認識に基づきこれを尊重したうえで、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することです。障がいの有無にかかわらず、全ての者が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することです。

第2条、基本理念。1、手話が言語であること。2、手話がコミュニケーションを図る手段であること。3、これらを前提として、全ての町民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことができる豊かな地域社会をめざすこと。

第3条、町の責務。3つの責務があります。1、手話に対する町民の理解を促進すること。2、手話による意思疎通及び情報取得の機会が確保されるようにすること。3、手話を利用しやすい環境の整備に必要な施策を実施すること。

第4条、町民の役割。1、基本理念に対する理解を深めること。2、手話に関する町の施策に協力するよう努めること。

第5条、事業者の役割。1、基本理念に対する理解を深めること。2、町の施策に協力するよう努めること。3、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用するための合理的な配慮を行うよう努めること。

第6条、施策の推進。具体的な4つの施策があります。(1)手話に対する理解の促進及び普及に関する施策。(2)手話通訳者の配置、派遣及び養成など、地域社会において手話を利用できる環境の整備。(3)学校教育の場において、手話に接する機会の提供を通じて、手話への理解を促進すること。(4)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策。

第7条、財政上の措置。条例で定めた施策を実効性のあるものとするため、予算を確保することを定めています。理念だけでなく、施策を推進するための財源の裏付けを明確にした重要な条文です。

第8条、委任。運用に必要な事項については、町長が別に定めることができるとしています。

との追加説明がありました。

質疑に入りました。

第6条の2で、手話通訳者の配置、派遣及び養成など、地域社会において手話を利用することができる環境の整備を促進するとあるが、手話通訳者の配置、派遣、養成は、どれくらいの人数が必要と想定しているか。また、庁舎内に、これから手話を習って、手話ができる職員はできそうですかとの質疑がありました。

配置は、これまでの状況、事業を参考にしますと2、3人を想定しています。手話通訳者の派遣については、太子町、上郡町、佐用町で構成する連合会に登録されている手話奉仕員、通訳者の方が現在8名おられます。基本的には2名で1回のイベントになり、通訳が必要な方に対して2名が必要になります。佐用町にはいないので、近隣市町や県に依頼しています。町で1名でも多くの通訳者の方が登録されるように、講座を実施していきたいと考えます。3町の連合会で入門講座を、今年、太子町で開催しました。職員で2名の方が、この研修を受けています。次に、基礎講座、そして、レベルアップ講座で、ワンサイクルとなります。これらの次が手話奉仕員、そして手話通訳となり、かなりハードルは高いですが、手話が必要な方が来られた時に対応できる職員が1人でも増えるようにしていきたいと答弁がありました。

手話通訳者の身分について、国家資格ではないと思うがとの質疑がありました。厚生労働大臣が認定した社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話技能試験に合格して登録することができます。この試験は全国手話研修センターという民間の機関が実

施していますので、国家資格ではありませんが、公的資格であるという認識でよいとの答弁がありました。

条例制定による広報や啓発イベントを考えていますかとの質疑がありました。今のところ、大々的なイベントなどは、考えていませんが、身体障害者福祉協会との連携による事業については、取組を深めていきたい。また、当事者の方も協会におられるので、連携、情報交換をしながら、取組を進めます。また、令和10年度には、研修講座を佐用町で開催しますので、町内の方で手話に関心のある方が講座を受けていただけるよう広報等でお知らせをしたいと思えます。町内の手話サークルが2団体ありますが、意見交換などを行い、具体的な事業につなげていきたい。学校の福祉授業や一般の方への普及について、手話講座も開催していきたいと思えますとの答弁がありました。

活動の経費に国、県の補助があるのかとの質疑がありました。障害者の地域生活の支援事業ということで、障害福祉全般を支援することで、手話通訳者の登録、派遣、研修講座の実施、理解促進事業に対しての国の補助がありますとの答弁がありました。

町内の手話サークルの現状についての質疑がありました。町内には2つのグループが活動されています。あさぎりグループは佐用地域を活動拠点とし、月2回、生きがづくりセンターで7人で活動をされています。花グループは、三日月地域を活動拠点とし、月3回、三日月支所で4人で活動されています。条例制定後はグループとの協力体制、連携を深めていきますとの答弁がありました。

質疑を終結しました。

討論はありません。

採決は、全員賛成。結果、議案第30号、佐用町手話言語条例の制定については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第31号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、当局から追加説明を受けました。

1、概要。令和8年度から、こども家庭庁が乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を創設することに伴い、町が当該事業を実施しようとする事業者に給付費を支給するための支払基準を定めるために、新たに制定をするものです。

2、事業名等。乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）令和5年度にこども家庭庁が「こども未来戦略」を発表し、その中で「こども誰でも通園制度」として、保育所等に通っていない全ての子どもが、家庭とは異なる場所で保育士や他の子どもとのふれあいを通じて子どもたちの育ちを応援することを目指しています。

3、制度の目的。子供の成長支援、園での集団生活を通じて、家庭とは異なる多様な経験や人との関わりを子どもに提供します。子育て家庭への支援、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず、子育て家庭を支援し、地域の子どもたちの育ちを応援します。

4、条例制定の理由。子ども・子育て支援法に特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないとあるためです。

5、条例の構成。子ども・子育て支援法に基づいた事業運営のガイドラインを示すもので、3条立てとしています。第1条では、子ども・子育て支援法に基づき、本条例が特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものであることを規定しています。第2条では、用語の意義を内閣府令の例によることとし、国基準との用語の整合を図ります。第3条では、その他必要な事項を町長に委任することで、実務的な事項については、より実務に即した運用が可能となります。

6、基準について。今回提出の佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例において、令和8年4月1日施行の令和7年内閣府令第95条、特定乳児等通園

支援事業の運営に関する基準が、その基準であることを位置づけます。

7、12月議会に提案した条例との違い。12月議会の佐用町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法に基づき、佐用町が本制度を実施するための認可基準を定めるもの。

今議会の佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法に基づき、事業者に給付費を支給するための支払基準を定めるものです。

以上、追加説明が終わり、質疑に入りました。

この制度を利用する上での予約のあり方についての質疑がありました。保護者の方が希望される期間等を書類で申請し、具体的な日時を保育園と保護者と相談して決めて決定通知を送りますとの答弁がありました。

いつでも利用できるという説明があったが、預ける時間や保育所の状況、子供の状況などで使いにくいのではないかと質疑がありました。食事のことで、アレルギーや離乳食など、事前に打合せが必要ですし、スタッフの配置や障がいの有無など、それに合わせた努力はしますが、いつでも好きな時間に預かることは難しいと思います。

この制度の目的は、子供に集団の中で社会性を経験していただくことですので、そのための調整は、ある程度必要ですとの答弁がありました。

集団の中で保育の経験も成長には必要で重要ですが、時間的な問題からすると成長過程に応じた保育が提供できるかなどの問題があるのではとの質疑がありました。この制度については、子供の社会性、集団の中で経験を重視している。今の体制の中で、子供に、ほかの子供たちとふれあえる時間をつくることができればよいのではないかと考えますと答弁がありました。

保育現場での、この保育に当たる保育士さんが未満児の子供さんが入ってきても対応できるのかとの質疑がありました。この事業は、余裕活用型を採用します。保育士に余裕があるわけではないが、この事業に希望者は多くはないと思っております。準備をして備えれば対応はできると考えますと答弁がありました。

佐用町の子供だけでなく、他市町からの希望があれば受入れはどうなっていますかとの質疑がありました。他市町の子供が佐用町の施設を利用でき、佐用町の子供も、他市町の施設を利用できる広域利用制度というものが国の制度として決まっていますので、このことも誰でも通園制度も広域利用ができますので、他市町からの受入れも対応できますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

まず、反対討論、子供の命と安全を守る上で、大きな懸念がある。子供の成長発達に応じた保育の専門性、重要性を軽視していると反対討論がありました。

次に、賛成討論、これからの子供の成長支援を家庭ではできないことなど、多様な経験をさせるということ、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子育ての家庭支援をしていくことで、重要な制度であると賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行いました。

結果、挙手多数により、議案第31号は、原案のとおり可決しました。

以上、本議会、産業厚生常任委員会に付託されました3議案についての報告といたします。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、これらの委員長報告に対して、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第1、議案第22号、第4次佐用町健康増進計画、第4次佐用町食育推進計画及び、第3次佐用町自殺対策計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私、総務常任委員会に所属しておりまして、産業厚生常任委員会には出席しておりませんでしたので、ちょっと、自殺の件について、お伺いしたいと思いますが、そして、その中で、令和7年、6年、5年、4年、3年とか、過去から、そういう方が減ってきておるのか、増えてきておるのか、そこらへんの中身についてお示しいただきたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見委員長。

産業厚生常任委員長（高見寛治君） はい、お答えします。

今、質疑されました議案、内容につきましては、委員会の中では、質疑はありませんでした。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） いや、そういう悲しいことが、やっぱり、少なくなるようにやっていかんとあかんと思います。ですから、そういう悲しいことについては、やはり、子供の教育長にもお尋ねするんですけども、そういう中に、子供もあつたんか、そこらへんを教えていただきたいと思います。

議長（千種和英君） 岡本議員、この質疑は、委員会での質疑に対する質疑ですので、当局への質疑ではありませんので。

11 番（岡本義次君） いや、ちょっと、

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、言いましたように、私、総務常任委員会に所属して、産業厚生常任委員会に出ていないので、ちょっと、お尋ねしたんです。

議長（千種和英君） 岡本議員、何回も言いますが、これはあくまでも質疑に対する、その内容に対する質疑ですので、それは、先ほど、委員長が答えられたように、その質疑はなかったということで、はい。ご了承ください。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 2、議案第 30 号、佐用町手話言語条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 31 号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 31 号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

4月から保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供が、1時間単位で柔軟に保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度を実施するための運営基準を制定するものです。利用時間が月10時間という短い問題や慣れない場所に通う未満時を定員5人対し担当者1人では、安全面から難しく、利用する乳幼児の安全を守る制度ではありません。

日本の保育士の配置基準は諸外国に比べ低く、保育士1人が見る子供の人数が多すぎるのが現状です。そこに、新たに子供が短時間日替わりでくるとなれば、現場の負担は、さらに増えます。慣れない環境に置かれる子供のストレスが懸念されます。

政府の検討会でも、子供を理解するには一定の時間がかかる。今通っている子供たちの保育に支障があってはならないと指摘されたところです。

全ての子どもたちの育ちを応援するためには、保育の実施主体の町が国に子供の命と発達保障の権利を守る立場で制度の改善、保育の質の向上のために保育士の配置基準の向上を要望すべきです。

保護者の就労状況に関わらず保育所に入所できるよう、例え、保護者が働いていなくても希望する、あるいは必要がある全ての子供の保育を提供することこそ必要だと考えます。

以上の理由で、本議案に反対します。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 議案第31号、佐用町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論をいたします。

乳児等通園支援事業、通称：こども誰でも通園制度は、令和5年度に、こども家庭庁がこども未来戦略を発表し、その中で、こども誰でも通園制度として、保育所に通っていない全ての子供が家庭とは異なる場所で、保育士や他の子供とのふれあいを通じて、子供の育ちを応援することを目的としている。その重要な支援事業であり、6か月から3歳未満の子供を対象にされていますと。

保護者の就労要件にかかわらず保育所で過ごす機会を得られる制度となっており、令和8年度より全国で本格実施されるものであり、佐用町としても実施に向け、基準を定める必要があり、賛成といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 4. 議案第 42 号 令和 8 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 43 号 令和 8 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 6. 議案第 44 号 令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 7. 議案第 45 号 令和 8 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 46 号 令和 8 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 47 号 令和 8 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 48 号 令和 8 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 49 号 令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 50 号 令和 8 年度佐用町久崎財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 51 号 令和 8 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 52 号 令和 8 年度佐用町下水道事業会計予算案について（委員長報告）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 4 に入ります。

日程第 4 から日程第 14 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4、議案第 42 号、令和 8 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 14、議案第 52 号、令和 8 年度佐用町下水道事業会計予算案についてまでの 11 件を一括議題とします。

これらの案件に対する当局の説明は、既に終了しており、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

山本幹雄予算特別委員長。

〔予算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

予算特別委員長（山本幹雄君） 佐用町定例会予算特別委員会報告を行います。

日時は、令和 8 年 3 月 4 日、水曜日、午前 9 時より午後 4 時 57 分。

場所は、本庁舎西館 3 階議場。

出席者は、委員長、山本幹雄。私、山本幹雄。副委員長は、幸田議員であります。

その他、委員としましては、森脇議員、高見議員、大内議員、金澤議員、児玉議員、加古原議員、小林議員、廣利議員、岡本議員、平岡議員、千種議員であります。

説明のため、出席した者、町長、副町長、教育長、以下各課課長及び支所長、また、各室長、担当者であります。

職務のため出席した者としましては、議会事務局長と室長。

そして、議案第 42 号、令和 8 年度佐用町一般会計予算についての質疑に入る。

まず、歳入からで、5 款、町税から質疑に入る。

質疑、個人、町民税、滞納繰越分について何う。答弁として、町民税の滞納繰越は、令和 4 年度と比較すると 55.49%に減少している。

滞納されている方は、1 つではなく、ほかにも滞納がある。現在、どのようになっている

るか。答弁として、滞納対策会議は、年2回開催。どの窓口に来て、役場内の横連携が取れるように、調整しながら進めている。

質疑、町民税の現年課税分5億9,367万9,000円、人口が減少している本町で、前年比1,363万2,000円の税収増が見込まれている。その根拠は。答弁として、前年度の実績を踏まえ、税制改正を加味して算出。年金所得、給与所得、配当所得が増加となっており、全体として増加となる。

続いて、10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金について。

質疑として、10節、森林環境譲与税、昨年との当初予算比較で172万円減になっている。今回の予算は、その実績に合わせた予算なのか。答弁として、令和8年度は前年度と比較して、減額になった主な理由は、森林環境譲与税全体の徴収額の増減に伴う変動による。

続いて、40款、分担金及び負担金と、45款、使用料及び手数料について。

質疑、キャンプ場使用料、昨年より大きな減額となっている。答弁として、コロナが始まり、令和2年、3年とキャンプブームが来たが、コロナも収まり、観光需要が都市部へ移った。ここ2、3年は減少傾向になっている。

質疑として、社会教育使用料、南光文化センター使用料について、半額補助の団体の比率等、どういう形で使われているのか。答弁として、令和7年度におきまして、使用日数は302日になり、1月末時点で利用回数としましては、745回の利用がある。うち、免除団体としては、利用回数の約50%になり、半額補助の利用につきましては、約30%の利用となっている。

続いて、50款、国庫支出金についての質疑に入る。

50款、45節、障害者支援負担金で、3億1,485万円計上している。どのように推移しているのか。答弁として、全体の人口は減っているが、障がいをお持ちの方は増えている。

続いて、55款、県支出金についてに入る。

質疑、教育費県補助金、文化財保存整備費補助金で、文化財に対して、満遍なく指定文化財に傾斜するのか。県支出金の補助金は、1年前に補助金申請を行う。今回の事業は3つの補助事業になっている。策定計画に基づく補助金申請で、1つ目は、石垣の崩落事故の安定化工事のめ設計委託調査。と、2つ目として、利神城本丸等の調査。3つ目は、佐用の大いちょうの保存修理事業。

質疑として、不登校児童生徒支援員配置事業補助金、不登校の問題、全国的に減少ですが、本町の場合はどうか。答弁として、多少減少はしているが、実際は高止まり。小学校で6人、中学校で22人、率にして小学生は1.2%、全国では2.3%、県では2.21%。中学校のほうは、22名で7.7%、全国が7.15%、県が7.49%、全国、県より、若干多いのが現状です。

続きまして、60款、財産収入から85款、町債までの質疑を行う。

質疑、寄付金で、地方創生応援税制寄附金について、今現状、どのようになっているのか。答弁、令和7年度におきましては、現時点で、1,120万円の寄附を受領。令和6年度は4,240万円、これについては、SPring-8高度化支援プロジェクトが令和5年度から入っております。その分が、令和6年度は2,960万円入っている。今年度は、SPring-8の高度支援事業については40万円ということです。

質疑、町債全体で、本年度は、歳入に占める割合で7%、前年度は9.1%、年度によって、事業量等で変動はあるが、町債の比率は、どの程度の比率が正しいのか。答弁として、適切な基準は、一律の基準があるというものではない。一般的には、実質公債費比率、将来負担比率、起債残高の推移、それから財政規模とのバランス等を勘案するのが重要。

質疑を終結し、一般会計歳入の質疑を終結する。

続いて、一般会計歳出の質疑を行う。

質疑、5款、議会費、議会だけの旅費に関する質疑ではなく、町全体の旅費としての質疑を行う。出張等の旅費について、日当及び宿泊料が細かく決められている。昨今の社会状況、物価高騰、今のままでよいのか。出張に行った者が身銭を切ってまでやらなければならない。社会状況の中で、見直しも必要ではないか。答弁として、改善の余地はある。国のほうで問題視し、旅費の大幅な改定を実施している。来年度の最後に条例改正できるようにまとめていきたい。

続いて、総務費の質疑を行う。

質疑、物価高騰緊急経済対策費 230 万円について伺う。物価高騰に関わる部分で、商工会に委託する経費 230 万円。この経費には、印刷代、換金の手数料、事務の経費が含まれる。

総合賠償補償保険料について、受託先と、負担を下げるという観点から質疑。答弁、全国町村会総合賠償補償保険制度ということで、全国町村会が受託。見積もりは取っていない。

質疑、男女の出会いサポート活動費。安心して子育てができる佐用町をつくることが一番大事。答弁として、佐用町では様々な子育て支援策を通じて、結婚後の出産や子育てを支援している。結婚新生活支援補助金では新居の補助などを行っている。

質疑、産業館周辺整備清掃負担金、文化財指定になってない史跡等、なかなかこの金額では整備できない、このままでは、朽ち果ててしまう。整備保存ということで、どう考えているのか。答弁として、現時点において、産業館の役割を生かしてするというようなことは、今は考えていない。多額の経費を費やすということを困難。

質疑、まちづくり推進費の報償費、地域づくりアドバイザー等謝金、説明資料で1人になっているが、その背景は。答弁として、1人と書いているが、1人ではなく、必要に応じて複数のアドバイザーをスポット的に呼べるように計上している。

質疑、縮充チャレンジ事業補助金ということで4地区ということで、具体的にお示しください。答弁として、令和7年度は、長谷と上月、中安、徳久の地域づくり協議会で、2回目の見直しをした。令和7年、8年ということで、長谷、上月、中安、徳久ということです。

質疑、防災行政無線放送アプリサーバー利用料について伺う。答弁として、現在360人ということで、人口1万4,000人に対して360人しかないということ。このアプリは、令和3年に始まり、コロナ交付金を使って始めた。本当に災害があった時に情報が得られないということは、町民にとって不具合がということになりますので、それではよくないということで入れたもの。仕組みとしては、町内一斉に放送するものを、パソコンに取り込み、それをアプリ配信するというものです。防災無線を聞き逃したとしても、インターネットで聞けるというもの。

質疑、総務管理費、電子計算費のことで伺う。国の政策によってデジタル化が進んでいるが、相当な経費がかかっている。費用対効果の問題がある。その点をどのように考えるのか。答弁として、電子計算費に関しては、額がどんどん上がってきている。佐用町としては大きな負担になってきている。しかし、交付税の算定と加味されていると考える。

質疑、地域おこし協力隊事業推進費の中で、起業支援補助金、これ昨年100万円だったのが、財源的に、地域おこし協力隊を受け入れるところにつく財源か。それとも町の一般財源か。答弁として、国版の地域おこし協力隊の隊員を対象にしている。活動2年目から退任後1年間の間に定住し、起業する者に対する補助金の支給事業、特別交付税の対象となる。

質疑として、自治振興費、負担金補助及び交付金で、一般コミュニティ助成事業について伺う。答弁として、宝くじ社会貢献広報事業による助成ということで、5つの自治会か

ら申請が出されている。採択の可否は、例年3月の末頃と聞いている。金額の大きい1か所か2か所ということで、250万円の2件というようなことで、計上している。

質疑、防災対策費、危険空家保全管理業務委託料、略式代執行委託工事1件となっているが、工事の内容は。特定空家、最も危険な空き家ということで、特定空き家に認定するには、建物の倒壊状況等を判定。その指標が100点以上あれば対象となる。さらに、周辺に及ぼす影響等があつて、初めて特定空家と認定される。今回、初めて、町内で、略式代執行を行う。ただ、町のほうから指導する相手先がない場合は、略式代執行に当たる。

質疑、自主放送設備送出設備移設更新業務委託の事業内容。答弁として、佐用チャンネルの放送設備のこと。これらの更新が7年ごとにある。その予算計上。本町の中だけで4か所あるサーバーの不具合あった場合、調査等にかなり高額になるため、そのためサーバーをまとめる計画がある。その予算計上。

質疑として、大学生等通学定期券購入助成金について、一部対象に入っている予備校に通っている方は入っているのか。自治体から皆様に通知されているのか。答弁として、今年度は2人が通っている。案内は、佐用高校全体に行っている。予備校を対象とした、個別の周知はしていない。

質疑として、自治会統合推進委員会補助金。積極的に町が行っているのか。そういう雰囲気になるのを待っているのか。答弁として、任意の団体でありますので、積極的に行うことはない。

質疑、8年前に、2つの自治会が統合し、町民の皆様は、町主導のような感じられていると思う。町民の声を聞くと満足度が非常に低い。町主導ではなく、そういった雰囲気を待つということか。また、統合した4自治会に拠点施設がない。あの社協が入っている建物を使うと要望書が交わされているが、年度変わると利用料が発生する。拠点施設を使う認識について伺う。答弁として、統合について、町が積極的に統合を進めた認識はない。自治会が困られていないのであれば、統合する必要性はない。自治会が自治会として成り立たなくなった、そういった折の補助金だと思っている。

質疑として、防犯対策費、工事請負費、備品購入費について伺う。答弁として、防犯灯20基の具体的な場所について、自治会等から街路灯、防犯灯等の設置の要望があつた場合、設置基準があり、合致すれば工事を行う。現在は、防犯灯、街路灯の計画はない。備品費の300万円は防犯カメラの設置事業12台ですが、最低限必要なインフラとして補助を使わない町有の防犯カメラを設置していこうというものです。

質疑、総務費、負担金補助及び交付金、地方バス対策補助金の減額理由は。答弁として、一部町域を運行するウイング神姫の路線について、運行経費を補助するもので、兵庫県の市町振興支援交付金の補助スキーム、県単の補助に従って算定している。

質疑として、民生費、報償費、講師謝金、生活困窮者就労準備支援事業（ひきこもり支援対策）、昨年12月の月平均の訪問数や報酬について伺う。答弁として、令和6年度は6人程度の対象で、令和7年度は7人。令和6年度の回数は年10回、令和7年度は年間12回、1人当たり、半年に1回ぐらい。

質疑として、地域福祉計画策定調査業務委託料の委託先についてと業務の内容について。答弁大阪のサーベイリサーチに委託。来年度については、見積入札を行い、委託内容は、町民アンケートの調査や回収、分析業務の委託を考えている。

質疑、民生費、扶助費、施設型給付、乳児等支援事業給付費、乳幼児等医療費、こども医療費、高校生等医療費が上がっているが、内容説明。答弁、あくまでも前年比で予測計上、実際には、その時になってみないと分からない。

質疑として、民生費で、子育て支援費、委託料で、産後ケア事業委託料、内容の説明は。答弁としまして、昨年までは母子衛生費に含まれている。これは国からの交付金を歳出で

整理して子育て支援のほうに置いて、産後ケアということで、母親への心理的なケア、育児について具体的な指導や相談、そして離乳食のこと、抱き方、沐浴、寝かせつけ方など産後のケア実施ということ。

民生費の質疑を終結し、直ちに、衛生費に入る。

質疑、予防接種費委託料、大幅に減額されている。変更内容は、答弁として、主に2つの要因がある。1つは、新型コロナワクチンの接種の見込みという。子供のワクチン接種見込みの減。

質疑、予防費の扶助費、がん患者アピアランスサポート事業助成金の内容説明。答弁として、がん治療を行うことによって毛髪が抜けたりした方がかつらであったり、乳がんの患者さんの乳房の切除とかをした場合の人工乳房の補助金です。

質疑、歯科衛生費、在宅訪問診療助成金について、答弁としては、無歯科医地区ということを考える前に現実的に歯科医に通えるような支援、そちらのほうが大事。

衛生費の質疑を終結し、続いて、農林水産業費に入る。

農林水産業費について、質疑、畜産業費の公有財産購入費については、ユーカーを植えるところのことか。答弁として、畜産クラスター事業で、和牛の繁殖事業のための用地購入。

質疑、土づくりセンター指定管理委託料で、去年は、牛糞を利用して、農家さんの堆肥散布をした。答弁として、土づくりセンターの指定管理料だけで、農業振興会の中で有機栽培農業部会を設置し、そちらで堆肥散布を引き続き行う。

質疑、自然観察村運営費の役務費、手数料について。答弁、キャンプ場はネット予約を取っている。システムの利用とキャッシュレスの電子決済の手数料、それに浄化槽の点検、くみ取り等の手数料。

質疑として、自然観察村運営費、電源設置の工事内容を説明願いたい。答弁として、収入が減ってきているので見直しという観点からフリーサイトが24あり、その稼働率が0.61%とかなり低い。今回、フリーサイト24サイトを電源付きのフリーサイトにする。その工事予算である。

質疑として、シカの緊急捕獲拡大事業負担金があがっている。そして、大型獣処理委託料が上がっているが、どこに委託するのか。予算化は、昨年度の捕獲実績を見込んで、委託先は猟友会の方、数名と、休日にはシルバーにも委託。

続きまして、商工費の質疑に入る。

質疑、西播磨ビジネスプランコンテスト起業支援助成金、前年度の受賞者、受賞された方のその後の実態をどのようになっているのか。何人開業されたのか。

答弁として、令和5年度は、1組出場され、佐用町長賞を取られた。お店を開業している。令和7年度は、クラフト酒をされたいということで、現在、地酒の製作準備に入っている。

質疑、新規起業・創業支援事業補助金で、新規創業の場合、融資が受けにくい。融資の手伝い、支援ができるような考えはないか。答弁として、創業支援事業補助金1年目は150万円、2年目は50万円の補助。不足分につきましては、佐用町独自の融資制度はないが、兵庫県の中企業融資制度がある。そういったところも活用していただけたらと思います。

続いて、土木費の質疑に入る。

質疑、急傾斜地崩壊対策事業費、どこに対してなのか。答弁として、下庵地区、奥金近地区、宗行地区、口長谷等で15地区を予定している。

質疑、8年度で全部できるのか。答弁として、県事業で、予算が国からの割り当てられることとなりますので、半分ぐらいになると思う

質疑、道路新設改良費、工事請負費、道路新設ということなのですが、場所はどこか。答

弁として、メインとしましては山王住宅に上がる道。

質疑、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、どこの集落か。県の制度で、特に対象にはしていない。何かあったら対応できるようにおいている。

土木費については終了し、残りの案件は明日以降とし、午後4時57分に本日の日程は終了し、解散した。

昨日に続き、第125回定例会予算特別委員会2日目。

日時、令和8年3月5日、午前9時より、午前11時41分まで。

場所は、本庁西館3階議場。

出席者は、山本、私、委員長と、幸田副委員長。

委員としましては、森協議員、高見議員、大内議員、金澤議員、児玉議員、加古原議員、小林議員、廣利議員、岡本議員、平岡議員、千種議員であります。

説明のため、出席した者としては、町長、副町長、教育長、以下各課課長及び支所長、また、各室長、担当者であります。

職務のため出席した者としては、議会事務局長と室長。

そして、昨日に引き続き、一般会計、消防費の質疑から続ける。

質疑、被災者支援システム管理運営協議会負担金、令和8年度から県下一斉に導入と書いてある。その内容は。答弁として、能登半島地震をきっかけに、兵庫県下統一の家屋被害調査システムの導入が必要。令和6年度から協議が始まっている。共通システムがいいだろうと、県のほうで統一した。

質疑として、防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金、佐用へは、どの程度来ているのか。答弁として、この件は、平成8年から、兵庫県下消防防災航空隊を県と神戸市で設立して運営をしている。

質疑、佐用には、まだ、飛んできてない。この金額を超えるようなことがあっても、それ以上の金額を払わなくてもよいのか。答弁として、回数によって金額が増えることはない。

質疑として、災害対策費、需用費、消耗品費、主に、何に充てるのか。答弁として備蓄品です。

続いて、教育費。

質疑、公有財産購入費、土地の購入費、どこの土地を買うのか。答弁として、佐用中学校登校坂、一番上の西側の敷地、本位田乙集落の土地、今後、集落として利活用難しいため、購入依頼があった。学校用地の駐車場として活用する。

質疑、報償費、講師謝金、今現在の講座の内容説明。答弁として、講師謝金、一般教養講座及び専門講座の講師謝金。

質疑、特別支援教育推進費、内容について説明願いたい。答弁、令和7年度は、町内小中学校の実態や必要に応じて、5校に不登校児童生徒支援員を配置。校内サポートルームを設置。来年度は、全校に不登校児童生徒支援員を配置する。5人から8人に、3人の人件費を追加。

質疑、工事請負費、三方里山公園の木製アスレチックの撤去、撤去後、新たに設置されるのか。答弁として、老朽化が進んで撤去。撤去後は、新たに遊具の設置は考えていない。

質疑、委託料、学力調査の実施委託料で、国レベル、県レベル、佐用と比べてどのような状態か。答弁、この学力調査は、町が独自でやっている。結果をもとに、授業改善とか研修をしている。

質疑、教育振興費の負担金補助及び交付金の中で、子育て支援事業補助金、支援券交付されているが、直接必要な経費に支援する方法に切り替える必要があるのでは。答弁として、義務教育の無償化は、日本国憲法において授業料を徴収しない。教科書や学校施設、

教職員の人件費、それから教育の基本的経費を国及び地方公共団体が負担する制度になっている。それ以外の副教材費は教科書を補完し、学習内容の理解や定着を図るための児童生徒が個別にする教材や消耗品であり、その性質から、義務教育無償の範囲に含まれていない。そこで、佐用町の教育委員会としては、副教材の教育的必要や効果を十分に精査した上で、経済的に困難な家庭に、就学援助制度等により支援を行い、教育の機会均等の確保に努める。

教育費の質疑は終了し、続いて、公債費の質疑を行う。

質疑はないので、質疑を終結し、続いて、諸支出金、予備費の質疑を行う。

質疑、分流式下水道等繰出金の内容説明。答弁として、特環が緊急整備臨時措置の元金と、広域化、共同化の元金、起債の分、プラス農集が緊急整備臨時措置元金と公適債の元金です。

質疑がないようなので、質疑を終結し、一般会計歳出の質疑を終結する。

議案第 42 号の質疑は全て終結し、続いて、討論に入る。

反対討論があり、詳しくは、本会議で述べると発言。続いて、賛成討論があり、詳細は本会議で述べると発言。

討論を終結し、直ちに、採決に入る。採決は、挙手によって行われ、挙手多数で、議案第 42 号を原案のとおり可決される。

続いて、各特別会計及び公営企業会計の審査に入る。

各特別会計は、歳入と歳出に分けて審査した。

議案第 43 号、令和 8 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について審査。

まず、歳入から質疑を行う。

質疑、申山、秀谷で架台、木造で年数がたっているが、何か問題はないか。答弁として、申山のほうは、木製架台ですが、現在のところ問題は起きていない。

質疑、単価が、一番高い時に契約がされて、キロ当たり幾らの時であったか。答弁として、税込みで、買取単価 44 円でございます。

続いて、歳出の質疑に入る。

質疑、繰出金、老朽化による取替え費用の件ですが、将来的に傷んでくる。町に負担がかからないのか。答弁、この予算は、町有公有財産の購入、また、子育て支援事業、そして、保育園の賄材料費とか、学校給食の支援事業に充てるもので、経年劣化についての問題は、令和 2 年から、売電収入の一部を貯蓄をしている。なお、売電から 10 年が経過した後の施設が対象で、申山は、国の機関のほうで、積立てをしなさいということで、強制的に、売電額から天引きをされるというようになっている。積立金は、令和 8 年 1 月時点で約 2,500 万円。売電、天引きの分は、1 月時点で約 1,000 万円になっている。

歳出については、終結し、本案件の全ての質疑を終結し、直ちに、討論に入る。

討論はなく、直ちに採決に入る。採決は、挙手で行い、挙手全員で、原案のとおり可決された。

続いて、議案第 44 号、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案についての質疑を行う。まず、歳入から質疑を行う。

質疑、比較で前年度より増額されている要因は。答弁として、税率は変わらないが、子ども子育て支援給付金分の増加、通常の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分は、前年度分の実績で、少しずつ上がっている。

質疑、医療費分、滞納繰越分の内訳は。答弁として、

令和 2 年度は 108 人。令和 6 年度は 63 人、約 6 割程度まで減っている。金額にすると、令和 2 年度が約 3,800 万円だったものが、令和 6 年度には約 1,600 万円と、金額にして 40% 強まで減ってきている。督促や催告など、粘り強く行っている。

歳入についての質疑を終結し、歳出の質疑を始める。

質疑、一般被保険者療養給付費、負担金補助及び交付金で、10億1,737万9,000円上がっているが、昨年度と比べて改善したのか。答弁として、保険給付費は、県の算出で、過去3年間ぐらいをさかのぼり、率とかをかけた金額で、佐用町に請求して来るもので、被保険者が減って減額にはなっている。

歳出についての質疑を終結し、本案件の質疑は終結し、討論を行う。

討論あり、反対討論では、詳しくは本会議で述べるということ。

続いて、賛成討論がある。賛成討論では、県と町が共同保険者となり運営をされ、国民健康保険が安定的に運営できる状態になっております。保険税軽減のため、一般会計からの繰入れがあり、住民負担の軽減も考慮されており、賛成討論とする。

討論を終結し、採決に入る。賛成多数で、議案第44号は原案のとおり可決される。

続いて、議案第45号、後期高齢者医療特別会計の質疑に入る。

まず、歳入から。

質疑、保険料の増額要因は。答弁として、被保険者人数の増加が挙げらる。

質疑、滞納繰越分について。答弁、滞納繰越となる方の見込みに徴収目標率をかけた金額。

質疑、佐用町だけで保険料決定できない、佐用町で代表が選出されている。高齢者の保険料を軽減してほしいとの声を届けてほしいとの声を聞いている。そういったことは、どのような態度で臨まれているのか。答弁、請願という形で、子育て支援制度の財源は国庫負担で行われ、窓口負担を軽減するように国に求めることとか、資格確認書の発行継続とか、そういった請願が出されている。

歳入の質疑を終結し、直ちに、歳出の質疑を行う。質疑なし。

質疑を終結し、討論を行いました。

まず、反対討論から、この予算は、窓口負担の増額であるとか、新たに子育て支援の財源を、医療保険からも負担するというような内容になっている。詳しいことは本会議で述べると発言。

続いて、賛成討論、詳しくは、本会議場で述べる。

討論を終結し、直ちに、採決に入る。採決は、挙手によって行われ、挙手多数で、原案どおり可決される。

続いて、議案第46号、令和8年度佐用町介護保険特別会計予算案についてを議題とし、事業勘定の歳入から質疑を行う。

質疑、介護保険料、前年度に比べて増額になっている。その要因は。答弁、当初賦課の人数を基に予算を組んでいる。その当初賦課の人数で予算を上げている。

質疑、滞納繰越分普通徴収保険料について。答弁、滞納繰越は減少している。令和元年度は滞納者数は86人、約1,060万円。令和7年度は52人、約300万円となっている。高年介護課内職員が、郵便、電話、訪問を繰り返し、徴収を行った。

歳入の質疑は終結し、事業勘定の歳出の質疑を行う。

質疑、居宅介護サービス給付費負担金、特例居宅介護サービス給付費負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金。家で介護できなくなり、施設に入るようになった。推移はどうなっている。答弁として、1号被保険者は約6,500人。介護認定は4人に1人ぐらい、1,600人ぐらいが介護認定を受けている。佐用町の世帯の3分の1ぐらいが高齢者のみの世帯。佐用町の高齢者人口は、減少にかかっており、入所施設が空いておりますので、入所しやすくなり、在宅介護費が減少している。それが予算に反映している。

事業勘定の歳出について、質疑を終結し、サービス事業勘定、歳入の質疑を行う。

質疑なしで、歳入についての質疑は終結し、サービス事業勘定の歳出の質疑を行う。

質疑なしで、質疑を終結し、本案件の質疑を全て終結し、直ちに、討論を行う。

まず、反対討論から、反対討論、詳しくは本会議場で行う。

続いて、賛成討論。賛成討論、詳しくは本会議場で行う。

討論を終結し、直ちに、採決に入る。採決は挙手によって行う。挙手多数で、原案どおり可決される。

続いて、議案第 47 号、令和 8 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案に入る。

まず、歳入から質疑を行う。

質疑、近隣の市町に案内を送っているのか。答弁として、来年度の自然学校の受入れが減る見込み。そういった中で、職員が、近隣の学校の校長会に出向き、パンフレットを配ったり、近隣市町の自治体にパンフレットを配っている。

歳入の質疑を終結し、歳出の質疑を行うが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、直ちに、採決に入る。

採決は、挙手で行い、挙手全員で、議案第 47 号は、原案のとおり可決された。

続いて、議案第 48 号、令和 8 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、審査を行う。

まず、歳入から質疑を行う。

質疑、各団体、遠いところへ話を持って行くとか、笹ヶ丘に泊まれるよう連絡は取っているのか。答弁、サッカーを中心に合宿の受入れを行い、また、サッカー以外に、バレーボールでビスラカップなどの大会で、笹ヶ丘を利用いただいている。

歳入の質疑を終結し、歳出の質疑を行う。

質疑なし、質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、討論を終結し、直ちに、採決に入る。

この採決は挙手によって行われ、挙手多数で、議案第 48 号は原案のとおり可決された。

続いて、議案第 49 号、令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の審議を行う。

まず、歳入から質疑を行う。質疑なし。

歳入の質疑を終結し、歳出の質疑を行う。質疑なし。

質疑を終結し、直ちに、討論に入る。

討論なし、討論を終結し、直ちに、採決に入る。

この採決は挙手によって行う。挙手全員で、議案第 49 号、令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算案は可決されました。

続いて、議案第 50 号、令和 8 年度佐用町久崎財産区特別会計の質疑に入る。

まず、歳入から。質疑はなく、歳入の質疑は終結し、直ちに、歳出の質疑を行う。

歳出の質疑はなく、質疑を終結し、直ちに、討論に入る。

討論もなく、討論を終結し、直ちに、採決に入る。

この採決は挙手によって行う。挙手全員で、議案第 50 号、佐用町久崎財産区特別会計の予算案は可決されました。

続いて、議案第 51 号、令和 8 年度佐用町簡易水道事業会計予算案についての質疑を行う。本案件については、予算書各条項、当初予算実施計画明細書について、一括して質疑を行う。

質疑、工事請負費、家が続いているところはよいが、家が飛び飛びになっているところは、どのような格好で、その割合は、どうなっているのか。答弁、工事請負費は、本位田の膜モジュールであり、その洗浄が 2 回あり、その予算計上。

質疑を終結し、直ちに、討論に入る。

討論はなく、討論を終結。

直ちに、採決に入る。

採決は挙手によって行われ、挙手全員で、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 52 号、令和 8 年度佐用町下水道事業会計予算案について、質疑を行う。本案件は、予算書各条項、当初予算実施計画明細書について、一括して質疑を行う。

質疑、コンビニ収納取扱手数料、コンビニでも扱っている。役場まで来なくてよいということで、利用者は増えているのか。答弁として、今のところ増えていない。

質疑は終結し、直ちに、討論に入る。

討論なく、討論を終結し、直ちに、採決に入る。

この採決は挙手によって行われ、挙手全員で、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、2日にわたる予算特別委員会での審査を無事終了いたしましたことを報告します。

なお、詳しくは、資料は、事務局に置いてありますので、そちらを見ていただけたらと思います。

これで委員会報告を終わりといたします。

議長（千種和英君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

ここでお諮りします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午前 11 時 10 分とします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

先ほど、予算特別委員長の審査報告が終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 42 号から、順次、討論、採決を行います。

これより、日程第 4、議案第 42 号、令和 8 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 42 号、令和 8 年度佐用町一般会計予算案に反対の立場から討論します。

子ども・子育ての分野では、国の施策に上乘せした形で、前町長の時から要望し続けてきた保育料や学校給食の無償化など、住民要望に応えた予算に一步近づいた予算であることは、評価します。

しかし、いつ起こるか分からない災害に備え、また、近年の猛暑にも備えるため、避難所にもなる学校体育館のエアコン設置など、さらなる対策、予算措置が必要です。

また、国の農業施策の誤りもあり、米不足が起こり、米の価格が暴騰、国民の生活に大きな影響が出ました。

ウクライナ戦争に加え、アメリカ、トランプ大統領による国際法無視のイラン攻撃などにより、原油の供給体制に大きな影響が出、原油価格の暴騰により、燃料をはじめ、あらゆる物価の高騰が予想されてきています。国民の生活基盤の安定のために、基金を有効に使うべきです。

農業政策では、事業の予定候補地の住民の皆さんから、ことごとく反対され、いまだに、候補地が決まらない、畜産クラスター事業は、事業のあり方を根本から見直し、ほかの農林施策の充実に予算を活用すべきであることを指摘し、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8 番（加古原瑞樹君） 議案第 42 号、令和 8 年度佐用町一般会計予算案に賛成の立場から討論を行います。

本予算は、昨年 11 月に新町長が就任されて以降、初めての編成された当初予算であり、町政の新たな方向性を示す重要な予算であります。同時に、町長が掲げられた公約を具体的な施策として着実に反映し、公約を実行に移す予算となっている点を、まず、評価するものであります。

一般会計総額は 132 億 170 万 7,000 円、前年度比 1.5% 増となっており、物価高騰など、厳しい社会情勢の中で、町民生活を守りながら、将来への投資も進めるバランスの取れた内容となっています。

まず、物価高騰対策として、全町民への地域振興券を配布するとともに、水道料金を減免するなど、町民生活を直接支えるだけでなく、地域経済の波及効果も期待できます。

また、子育て支援では、国の小学校給食費無償化に加え、町独自で中学校、保育園の給食費無償化、さらには保育料無償化を実施するなど、子育て世代の負担軽減を大きく前進させとります。

また、町外の産科医療機関への交通費助成の開始は、本町の実情に寄り添った支援策であり、安心して産み育てられるまちづくりという公約の具体化であると評価いたします。

農業分野では、佐用もち大豆の生産拡大支援と販路拡大、ブランド化を進め、地域産業の持続性向上を図っておられます。

教育分野においても、特別教室への Wi-Fi 環境の整備、防犯カメラの増設など、学習環境の整備に加え、全小中学校への不登校支援員配置など、多様な学びを支える体制づくりが進められています。さらに、三日月陣屋館の改修や、佐用の大イチョウの保存修理を実施するなど、歴史文化資源を将来へ継承する取組も着実に進められており、地域の魅力向上にもつながるものと期待いたします。

財政面では、基金の取崩しを伴うものの地方債の抑制など、健全財政への配慮も見られ、持続可能性を意識した編成となっております。

限られた財源の中で、今、必要な支援と将来への投資を両立させた予算であると判断し、賛成討論といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。

よって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 5、議案第 43 号、令和 8 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、日程第 6、議案第 44 号、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 44 号、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に対し、反対の立場から討論します。

とどまるところを知らない諸物価の値上がり、国保をはじめ各種保険料や公共料金の負担に住民の皆さんが悲鳴を上げています。

また、OTC 医薬品など規制緩和に名を変えた医薬品行政の改悪などにより、国民の医療費負担は増加し続けています。住民の皆さんの負担を軽くする思い切った予算措置が必要であることを指摘して反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 44 号、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につき

まして、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は国民皆保険制度を確立していくために、重要かつ必要な制度であることは言うまでもありません。

佐用町においては、約 3,000 名の国民健康保険加入者があり、これは人口の約 21% を占めています。国民健康保険制度を安定的に運営するために、兵庫県と佐用町が共同保険者となり、医療保険制度を構築するための国民健康保険法の法律に基づき、運営をされています。

兵庫県は、令和 12 年度に向けて、国民健康保険運営方針により、同一所得同一保険料という県内市町の保険料水準の統一を目指しており、各市町も同一保険料を目指しています。

この保険水準の県内統一に向けた取組によって、佐用町の被保険者の医療費が急激に増加した場合でも、県内市町で医療費負担等を相互扶助し合うことで保険税額を急激に増加させることを防ぐことができるものであります。

国民健康保険は、ほかの医療保険に比べると、年齢構成や医療水準が高く、所得水準は低い被保険者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えているのが現状であります。

保険税算定については、所得割、均等割、平等割とも適正に行われ、低所得者に対しての軽減措置も行われており、被保険者に配慮した保険税になっています。

今後は、県が算定する事業費納付金や医療水準、そして、所得水準に応じた標準保険料率を参考に決定する国民健康保険税額、そして、給付費額の推移に留意しながら、町民が安心して活用できる保険制度であり続けることをお願いいたしまして、令和 8 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 7、議案第 45 号、令和 8 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 45 号、令和 8 年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場で討論を行います。

予算案は、窓口負担を令和 4 年 10 月から 1 割から 2 割に対象者を拡大したままの状態です。

さらに、本年度から子育て支援の財源を高齢者医療から 1 人当たり平均 200 円も負担することになりました。今後、さらに保険料が引き上げられることが予想されます。高齢者

からは、実質、年金が減り続ける中で、食料品をはじめ、物価高騰で何もかも節約の毎日
で、この先が心配との声が寄せられております。これ以上の保険料負担は、高齢者の健康
状態の悪化につながります。医療にかかる機会の多い 75 歳以上の高齢者だけで構成する
医療保険制度は、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのが明らかで、国の責任で全
ての高齢者が安心して医療にかかれる医療制度を構築すべきです。

町は国に対して保険料の引上げをやめ、窓口負担軽減を求めることを指摘して、反対の
立場からの討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） 議案第 45 号、令和 8 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に賛
成の立場で討論します。

後期高齢者医療保険は、県下の市町で設置した広域連合と各市町で運営しており、少子
高齢化が進み、医療費の増大が進む中においても、高齢者が適切な医療を受け、安心して
暮らせるよう、安定的に維持されなければなりません。

令和 8 年度予算では、歳入歳出それぞれ総額が 4 億 1,170 万 2,000 円で、歳出総額のう
ち、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金が 3 億 8,856 万 2,000 円とほとんどを占め
ています。今後も加入者が増加する中で、安心して安定的に医療を受けることができる予
算になっていることから、本予算に賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定
することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可
決されました。

続いて、日程第 8、議案第 46 号、令和 8 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、
討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 46 号、令和 8 年度佐用町介護保険特別会計予算案に反対の立
場から討論します。

度重なる国の介護行政の改悪により、医療介護者の負担が増え、介護事業者、また、介
護従事者の業務の負担も増え続けています。国に制度の充実と改善を求めると共に、町に

においても町民の負担軽減のため、さらなる予算措置が必要であることを指摘し、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 議案第46号、令和8年度佐用町介護保険特別会計予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険は、社会全体で支えていく大切な事業制度であり、運用から25年が経過し、佐用町では高齢者の4人に1人ほどの割合で、介護保険サービスを利用しています。令和8年度予算では、一般会計から5億58万2,000円の繰入れ、及び基金から1,809万3,000円の繰入れをして有効活用を図り、低所得者の対応も取らており、実施事業の検証、町民が安心できる介護保険サービスの運営を要望して、賛成討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第47号、令和8年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第48号、令和8年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 11、議案第 49 号、令和 8 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 12、議案第 50 号、令和 8 年度佐用町久崎財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 50 号は委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 13、議案第 51 号、令和 8 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 51 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 52 号、令和 8 年度佐用町下水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 続いて、日程第 15 に入ります。日程第 15 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

日程第 15. 議案第 55 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） それでは、日程第 15、議案第 55 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 55 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、介護保険料の算定につきましては、各市町村で 3 年ごとに見直しが行われ、現在、第 9 期介護保険事業計画に基づき介護保険の運営を行っておりまして、来年度、令和 8 年度が現 3 年間の計画の最終年度ということになります。

しかしながら、令和7年度の税制改正におきまして給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われ、この改正を介護保険料の算定にそのまま適用してしまうと、保険料が3年間の計画に基づいた保険料収入より少なくなり、事業に必要な資金が不足する事態となります。

そのため、国は、全国統一の取扱いとして、このたびの給与所得控除の最低保障額の改正にかかる部分につきましては、介護保険料の算定には適用しないということが、国のほうで決定をされております。

しかしながら、この最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しを見込んで給与調整、具体的には増額でありますけれども、給与調整を行った方については、住民税の算定では非課税ではあるものの、介護保険料の算定では課税者となってしまいうケースが生じ、結果として、介護保険料が高くなってしまいうということとなります。

今回の条例改正は、こういった制度改正を見込んで収入を増やした方々に対して、減免措置を実施するというための条例改正となります。

ただし、当該減免措置は、令和7年度に非課税であった方にのみ適用されるもので、令和8年度の1年間のみの対応ということになります。

なお、この減免措置の実施方法については、国、厚生労働省から案が示されておりまして、①つ目としては、個人からの申請のみに頼る方法。②つ目としましては、システムで自動的に適用する方法。この2つの方法が示されておりますが、佐用町におきましては、システムで一括して適用して、対象者へご案内を送る方法を予定しておりますので、参考までに申し添えさせていただきます。

以上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第55号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 同意第3号 佐用町久崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 16、同意第 3 号、佐用町久崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町久崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町久崎財産区につきましては、今議会初日に提案をさせていただきました議案第 32 号、佐用町財産区管理会設置条例を可決いただいたところをごさいます。本年 4 月 1 日から管理会制に移行することとなりました。同日から円滑な財産区管理会の運営を行っていくため、同条例附則第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理会委員の選任をいたしたく、同条例第 3 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、附則第 5 条の規定に基づき、現在の議員の任期である令和 9 年 1 月 25 日までとなっております。

同意を求める方々につきましては、お手元議案資料の 7 名でございます。

なお、佐用町石井財産区管理会委員につきましては、附則第 4 条の規定に基づき、現在の委員の皆様、令和 10 年 5 月 26 日の任期まで、引き続きお願いをすることとなります。

以上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

これより同意第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第 3 号は、同意することに決定しました。

続いて、日程第 17 に入ります。

日程第 17 及び日程第 18 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 17、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第 18、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 件を、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
諮問第1号及び諮問第2号について、当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました諮問第1号及び第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

まず、諮問第1号についてであります。

現在、人権擁護委員として、ご活躍をいただいております、佐用町本位田甲、竹田兼基（たけだ かねもと）氏は、1期3年間にわたりご活躍をいただいておりますが、本年5月31日をもって任期満了となります。引き続き、ご就任をいただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号について、ご説明を申し上げます。

同じく、人権擁護委員として、ご活躍をいただいております、佐用町三日月、森下 守（もりした まもる）氏は、1年2か月間にわたりご尽力いただきましたが、副町長就任によりまして、本年2月28日をもって退任となりました。その後任といたしまして、佐用町三日月、桑田 隆男（くわた たかお）氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く、人権擁護に理解があり、中立・公正な方となっております。桑田氏は、現在に至るまで小学校に勤務をされており、長きにわたる勤務経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

なお、森下氏の任期が2月末となっておりますのは、1月20日付での副町長の選任同意による事務処理上の都合によるものでございまして、この兼任の状態にあったことについては、人権擁護委員法上差し支えないことを確認しておりますので、念のため、申し添えさせていただきます。

ご同意賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております諮問第1号及び諮問第2号については、本日即決とします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を再開します。

お諮りします。まず、日程第17、諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第18、諮問第2号についても、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

13番（平岡きぬゑ君） 動議を提案したいと思います。

内容は、イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求めるため、決議を佐用町議会として行い、早期に平和解決実現のために提案したいと思います。

内容も言っていていいですか。

議長（千種和英君） はい、説明もお願いします。

13番（平岡きぬゑ君） アメリカとイスラエルが2月28日にイランに対する大規模な攻撃を開始し、首都テヘランなどを空爆。最高指導者のハメネイ氏をはじめ、政権、軍の指導者を殺害しました。イランでの民間人の犠牲者も増大し、イスラエルがレバノンの攻撃を進めるなど、戦火は拡大しています。いかなる理由があっても、武力攻撃による一方的な攻撃で独立した主権国会の最高指導者を殺害する権限は、トランプ大統領に与えられていません。体制転覆を目的として、大規模かつ継続的な攻撃を行うことは、中東及び世界中の平和と安定に深刻な打撃をもたらします。

国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な先制攻撃であり、断固抗議すべきです。

中東地域における軍事衝突の激化は、世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や物価高騰などを通じて、日本国民及び佐用町民の生活にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

攻撃直前まで続いていた外交協議を一方的に打ち切る形での軍事行動は、平和的解決の機会を閉ざすものとして許されることではありません。

今こそ求められているのは、軍事力ではなく、対話と外交による平和的解決です。

非核平和の町宣言のもと、恒久平和を訴え続けている佐用町議会として、これ以上の犠牲を防ぐため、アメリカ、イスラエル及びイランは、直ちに、全ての軍事行動を停止すること。日本政府は即時停戦と対話再開に向けた積極的な外交努力を主導することを求めて、決議案の提案を行いたいと思います。

議長（千種和英君） ただ今、平岡きぬゑ議員からイランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める決議案について動議が提出されました。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。
ここで、資料配付と内容確認のため、暫時休憩とします。しばらく時間を取りますので、各自、資料の確認をお願いします。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再開

議長（千種和英君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
平岡きぬゑ議員から、お手元に配付しましたとおり、決議案が、文書で提出されています。
お諮りします。本決議案についての動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることについて、採決を行います。この採決は挙手によって行います。
本案件を追加日程とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、少数です。よって、本案件は否決されました。

日程第19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（千種和英君） 続いて、日程第19、閉会中の常任委員会所管事務調査についてを議題とします。
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定しました。

日程第20. 議員派遣について

議長（千種和英君） 続いて、日程第20、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任いただくよう、お願いします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載

のとおり、派遣することに決定しました。

議長（千種和英君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て審議を終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、第 125 回佐用町議会定例会は、これもちまして閉会とします。

午前 11 時 52 分 閉会

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月3日に開会しました第 125 回佐用町議会定例会も本日閉会の運びとなりました。

議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議をいただき、適切妥当な結論をいただきましたことに感謝申し上げます。

今議会で審議いただいた令和 8 年度当初予算につきましては、今後の佐用町のまちづくりの方向性を示す大変重要な予算であります。当局におかれましては、執行に当たり本議会での議論や意見を十分踏まえ、着実に町政運営に反映されることを期待いたします。

予算特別委員会においては、山本委員長、そして、本日欠席ですけれども、幸田副委員長には、委員会運営、質疑から委員会報告のとりまとめに至るまで、大変御苦勞をいただき、お疲れ様でございました。ありがとうございます。

さて、本年度も、あと僅かとなり、桜の季節となります。この季節は、毎年、分かれと旅立ちの季節でもあります。この後に紹介されますが、定年退職を迎えられる職員の皆様方には、長い間、佐用町の発展にご尽力いただきましたことに対しまして、議会を代表して、こころよりお礼を申し上げます。今後とも、健康に留意していただき、引き続き、佐用町のためにご理解、ご尽力をいただくことを願っております。

さて、私たち議員にとりましても、本定例会は、今任期中、最後の議会となりました。来月 4 月には町議会議員選挙を控えており、それぞれの立場で、これまでの活動を町民の皆様へ、しっかりと伝えていただき、佐用町の未来のために、引き続き、責任のある行動を取っていくことが大切であると考えております。

結びになりますが、理事者並びに関係各位のご協力に感謝を申し上げますと共に、皆様のご健勝と佐用町のさらなる発展を祈念し、閉会の挨拶とさせていただきます。御苦勞さまでございました。

続きまして、町長、挨拶をお願いします。江見町長。

町長挨拶

町長（江見秀樹君） 本日、議会最終日ということでございまして、非常に長時間にわたりましたですけれども、大変お疲れ様でございました。おかげをもちまして、予算案を含

め全ての議案について、慎重審議をいただいた上で、全て可決をいただいたということで、感謝を申し上げたいというふうに思います。

特に、予算特別委員長を務めていただきました山本議員、それから、また、産業厚生常任委員会に付託された案件については、高見議員、大変長時間にわたる審議の進行、また、委員会報告ということで、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

また、4月には、全員協議会の開催も予定をされておりますが、先ほど、議長もおっしゃられたとおり、本日、ご出席をいただいている議員の皆様での正式な議会の会議という形では、本日が最後ということになります。千種議長、それからまた、加古原副議長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力をいただいたことを、厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、議員の皆様におかれましても、この4年間、ご活躍に敬意を表させていただきたいというふうに思います。

佐用町は、今年度20周年ということで、1つの区切りを迎えたわけでありますけれども、来年度、令和8年度からは、また、次の5年、10年、20年を見据えた長期的な視点を持ったまちづくりということも必要になってまいります。

来年度は、保育料、あるいは給食費の完全無償化など、これまで以上に一步踏み込んだ少子化対策も始まってまいります。先般、20日の日でしたか、憩いの広場で開催をさせていただいた、ふれあい移動動物園には、予想以上のお子様のご来場がありまして、会場には、本当にたくさんのお子さんの笑顔があふれておりました。この大切な子供たちの笑顔はもちろんでありますけれども、子供からお年寄りまで笑顔が絶えない、いつまでも安心して暮らせる佐用町を、これからもつくってまいりたい。そのように取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様も、これから来月に向けて、ますます活動が活発になられると思いますけれども、どうぞ健康には十分にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう、お願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。今議会、本当にありがとうございました。

議長（千種和英君）

以上もちまして、終了といたします。御苦労さまでした。